

神労安発 1021 第 2 号
令和 2 年 10 月 21 日

一般社団法人神奈川県経営者協会会長 殿

神奈川労働局職業安定部長



障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布に伴う法定雇用率の引上げについて（周知依頼）

障害者の雇用の促進につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 311 号。以下「改正政令」という。）について、本年 10 月 14 日に公布されました。

改正政令の主たる内容は下記のとおりですので、改正の趣旨を十分ご理解の上、適切に取り扱うようお願いするとともに、貴会員の機関誌等に当該内容を掲載いただくなど、貴会員に対する当該内容の周知について特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正政令の施行に伴う障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）等の改正については、今後行う予定であることを申し添えます。

記

1 改正の内容

障害者雇用率等及び基準雇用率については、平成 30 年 4 月 1 日から以下のとおりとなっているが、現行の経過措置により、当分の間括弧書きの率とされてきた。

- ・一般事業主の障害者雇用率 2.3% (2.2%)
 - ・国及び地方公共団体の率 2.6% (2.5%)
- ※ 都道府県等の教育委員会の率にあっては 2.5% (2.4%)
- ・特殊法人の率 2.6% (2.5%)
 - ・基準雇用率 2.3% (2.2%)

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）附則第 3 項に規定する、上記の経過措置の廃止期限の到来に伴い、上記の経過措置に係る同令附則第 2 項から第 4 項までの規定を廃止すること。（改正政令本則関係）

2 施行期日

改正政令は、令和 3 年 3 月 1 日から施行すること。（改正政令附則第 1 項関係）

3 経過措置

令和2年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額を算定する場合における、令和3年2月以前の各月の初日における事業主の雇用する労働者の数に乘じる基準雇用率については、なお従前の例によること。（改正政令附則第2項関係）

なお、これに伴い、神奈川労働局では、リーフレット（別添）の神奈川労働局ホームページへの掲載、ハローワーク等の窓口での配布などにより周知を図ることとしています。